

第3章 特定事業の評価・選定、公表（ステップ3）の手順とポイント

本章では、PFI事業実施プロセス（P4）におけるステップ3「特定事業の評価・選定、公表」における、特定事業選定の意義、特定事業の評価方法、評価結果（選定／非選定）を記した公表文書の記載内容、及び公表の方法等について解説します。

3.1. 特定事業選定の意義

特定事業の選定は、導入可能性の検討を経た事業について、PFI事業として実施することの妥当性をさらに詳細に検討・評価し、PFI事業の実施を決定するという意味を持ちます。

特定事業の選定においては、実施方針で公表した事業に関して、実施方針に対して受け付けた意見・質問を踏まえ、事業内容を見直したり、条件を詳細に決定したりし、当該事業をPFIで実施することにより、公共施設等の設計、建設、維持管理等を効率的かつ効果的に実施できるかどうかについて評価を行います。評価の結果、当該事業にVFM（Value for Money）が認められる場合は、当該事業を「特定事業」として選定します。公立学校の設置者は、特定事業の選定を行った場合は、速やかにその結果を公表します。

3.2. 特定事業の評価・選定

特定事業選定時には、公表予定の要求水準書に規定している内容に基づいてPSC（Public Sector Comparator：PFI方式を用いず、公共が自ら実施する場合の事業期間全体を通じた公的財政負担額）及びPFI-LCC（PFI-Life Cycle Cost：PFI方式で実施する場合の事業期間全体を通じた公的財政負担額）を精査し、VFMの検証及びPFI事業としての評価を行います。この際、VFMの検証において、PSCとPFI-LCCにおける公的財政負担の検討を定量的に行うとともに、公立学校耐震化の早期実現等の定性的な効果が期待できること等も考慮し、PFI事業としての評価を行います。

PFI導入可能性の検討におけるVFMの試算は、実施方針作成等のための基礎的な検討であるのに対し、特定事業の評価・選定は、実際に当該事業をPFI事業で実施するか否かの正式かつ最終的な判断になります。この段階では、コンサルタント等を活用し詳細に検討します。

特定事業の評価では、必要に応じて、PFI導入可能性検討時の設定条件の見直しや詳細化等を行った上で、VFMの検証を行います。具体的な確認点は、以下のとおりです。

- ・ PFI事業者の業務範囲

- ・ P F I 事業の実施条件（事業期間、スケジュール等）
- ・ 官民間の役割・リスクの分担
- ・ 事業費（設計、建設、維持管理、運営にかかる各種費用、金利、税金等）

特定事業選定時に用いた事業費については、その後、公立学校の設置者において債務負担行為を設定する上での数字的な根拠となります。

なお、P F I 方式は、長期間の契約となるため、物価変動等により支払額が変動します。このため、事業期間中、債務負担行為の設定変更について検討しなければならない場合があります。

3.3. 特定事業の公表

特定事業選定の結果については、評価の結果と評価の内容について、各地方公共団体のホームページ等において、速やかに公表します。公表文に記載する事項は、表5のとおりです。

特に、定量的な評価結果については、P S C 及び P F I - L C C の費用の積算根拠、割引率、物価上昇率、適用金利等の分析条件等について、できる限り具体的かつ詳細に記載します。

記載内容については、個別の事業の検討事項について、コンサルタント等の助言を受けて、決定します。

特定事業の選定公表文（例）については、本マニュアルの付録資料2を参照してください。

表 5 特定事業の選定公表文の記載事項

項目		具体的に記載する事項
1	事業概要	1) 事業名称 2) 公共施設等の種類 3) 公共施設等の立地等 4) 公共施設等の管理者等の名称 5) 事業目的 6) 事業方式 7) 事業範囲 8) 事業期間
2	評価内容	1) 定量的評価 2) 定性的評価 3) 総合評価